

海外経済要録

米州諸国

◇米国、輸入綿製品に対し賦課金の必要なしと決定

米国関税委員会は、6日、昨秋農務長官から提出された1ポンド当たり8.5セントの輸入綿製品賦課金に関する申請を3対2で却下し、この旨大統領に勧告した。ケネディ大統領は同日関税委員会の決定を受け入れるとともに、この結果生ずる国内業者の不利を救済する国内措置の検討を約束した。

関税委員会でのおもなる論争点は次のとおりである。

(1) 賦課金を要求する少数派は、現状では米国補助金にささえられた綿花輸出が増加し、米国への綿製品輸入競争を激化させる一方、綿花作付け合理化計画に支障をきたしていると主張しているが、これに対し多数意見は、米国内への輸入綿製品の量は米原綿に対する補助計画を実質的に害するほどには達していないと主張。

(2) 少数派は、賦課金によって外国からの綿製品輸入を防げば国内の綿花需要がふえ、したがって綿花価格が上がり、政府の補助金支出が減らせると主張するが、多数意見はもし綿製品輸入が制限されれば綿製品から他の繊維品への需要切り替えを促進し、米綿の米国内消費は増大しないだろうとしている。

今回の決定の背後には、賦課金構想に対し強力な反撥を示した日本、E E Cをはじめとする国際世論の動向があつたことはいうまでもない。しかし、もともとこの構想はケネディ政権が通商拡大法を成立させるため、保護政策を強く望む米繊維業界の懐柔策として持ち出したものであり、米国内では今回の決定に対し、繊維業界をはじめとして反対運動がなお根強く続くとみられているだけに、国際協定などを巡る米国の態度には今後とも十分注目を要する。

◇カナダの公定歩合引下げ

カナダ銀行は9月7日付で同行公定歩合を6%から5.5%へ引き下げる旨発表した。同行はさる6月24日に外貨危機対策の一環として公定歩合を6%に引き上げ、その後2か月余にわたってこの高水準を維持してきたが、①外貨準備が一応の改善をみたこと(5月末1,493百万ドル→8月末2,331百万ドル)、②短期市場金利が最近低下

傾向を示していること(3か月ものT.B.利回り、6月末5.45%→8月末4.95%)、などの事情から今回の引下げを行なったものである。これはあくまで調整的な措置とみられ、同行ラズミンスキー総裁はこれをもってカナダの外貨危機が解決されたとみるのは早計であり、国際収支の基本的な不均衡を是正するための長期的な対策は依然として必要であると警告している。

欧州諸国

◇E E Cの共通通商政策実施計画の決定

E E C理事会は7月24日「共通通商政策実施計画(Programme d'Action en matière de Politique Commerciale Commune)」を決定した。本計画はE E C加盟国の対域外諸国貿易規制措置を統合するための具体的な実施細則を定めたもので、昨年10月決定された「対外通商政策に関する第一次覚書」(注)(調査月報36年11月号参照)とともに、共通通商政策の基本原則を示すものとしてきわめて注目される。本計画のおもな特色は、①共通通商政策の適用に関しては、ガット加盟国ならびにそれに準ずる諸国と、その他の諸国(主として共産圏諸国)についてはっきり区別していること、②ガット加盟国に対しては輸入の数量制限を原則的に撤廃すること(輸入面における域内、域外の差別は主として関税による事となる)、③その他対外通商面でのE E C諸国の協調体制の確立などの諸点である。本計画の要旨は次のとおり。

- 過渡期間中(1970年まで)に加盟国の対外通商政策を漸進的に統合する。
- 加盟国の輸入規制法規の統一の目標
 - ガット加盟国およびガットの諸原則にしたがって対外通商規制を行なっている域外諸国に対する自由化リストを統一する。この場合とくに農産品を除き工業製品などについては可能なかぎり自由化率を高める。
 - 共産圏諸国など(1)以外の諸国については数量割当て政策の統一をはかる。
 - ダンピング防止税、相殺関税など対外通商保護措置を統一する。
- 補助金など加盟国の輸出関係制度を統一する。
- 域外市場への通商拡大を推進するため、加盟国は域外における各種の公共、半公共機関の相互協調を促進する。

(注) 共通通商政策に関する第一次覚書—1961年10月9日理事会決定、その要旨は①加盟国が第三国との通商交渉を行なう場合は事前にE E Cおよび他の加盟国と協議すること。②第三国との通商協定の期限はローマ条約の定める過渡期の期限をこえないこと、③

加盟国が今後自由化率を変更しようとする場合にはEECと事前協議すること。

◇イタリアの関税引下げ

8月21日、政府は緊急閣議を開き臨時の関税引下げ(10%)を決定、28日から実施した。

同措置は消費財を中心とする最近の著しい物価騰貴に対処するためのものであって、石炭、鋼材など欧州石炭鉄鋼共同体に關係する品目および鉛、亜鉛、硫黄、生糸、穀類、卵、肉類など国内市場への影響の大きい特殊品目(isolated items)を除いたほか自動車など現在最も輸出競争の激しい商品を含む全商品につき、共同市場内外の全地域に適用された。以上の結果、EEC諸国からの輸入関税は、工業製品については5%、農産物については6%まで引き下げられることとなった。とくに輸入自動車はこれまで非常に高関税が課せられていたが、本措置によってEEC諸国からの輸入に対する税率は1957年の45%から20.2%に半減、イタリアでの販売価格はこれまでより2万~2.5万リラの値下げになるといわれる(米、英両国からの自動車についても関税は38.4%から30.5%へ引き下げられ約4万リラの値下げとなる)。

◇ノルウェーにおける金融機関の信用授受規制

ノルウェーでは国内景気過熱を阻止するため、昨年7月以降市中銀行は中央銀行との間に紳士協定を結んで貸出最高限を設置し信用膨張を阻止する政策を続けてきたが、対外借入または預金受入れに基づく外貨貸出はその別枠とされていた結果、この抜け道を利用する国内信用増加が最近ではかなりの規模に達したので、ノルウェー銀行では本年6月以降下記の規制措置を講じて国内金融引締めを強化することとした。

- (1) 市中銀行が海外で借入を行ないまたは外銀より外貨預金を受け入れる場合には、すべてノルウェー銀行の承認を要する。
- (2) それが国家の外資輸入政策に添った長期借入である場合には、ノルウェー銀行は原則として許可を与える。
- (3) 短期借入については、ノルウェー銀行は景気動向、国際収支、金・外貨準備などを考慮したうえで借入枠を設定する。
- (4) 市中銀行が上記の方法で受け入れた外貨を国内貸出しに当てる場合には、これを從来の国内貸出最高限の枠外扱いとしない。

◇マリの通貨改革

マリ共和国は7月1日マリ・フラン創設を中心とする通貨改革を断行、西アフリカ通貨同盟(注)から離脱するに至った。政府は同日新通貨(マリ・フラン)の発券は新設のマリ共和国銀行—La Banque de la République du Mali—が当たる)の価値擁護のために、健全財政の堅持を約するとともに全国民の協力を要望、同時に今後もフラン圏にとどまり、西アフリカ通貨同盟とは別個にフランスと単独の通貨協定を締結する旨表明した。目下その交渉が行なわれているが、フランス・フランとの交換レートなどを含む協定成立までフランス、マリ両国間の送金取引は一切停止されている。

なおこれに対し、西アフリカ通貨同盟諸国(象牙海岸、ダホメ、ニジェール、オート・ポルタ、モーリタニア、セネガル、トーゴ)は、7月17日以降CFAフランの国外持出しならびに国内持込みを75千CFAフランに制限する措置をとっている。

(注) 旧仮領西アフリカ諸国間で5月締結されたもので、フランスとの協調関係に基づいて加盟国内では単一の通貨「アフリカ通貨共同体(CFA)フラン」を11月1日から新たに流通させ、共通の発券機関として從来の中央銀行(Banque Centrale des Etats de l'Afrique de l'Ouest)を改組して「西アフリカ諸国中央銀行(L'Institut d'émission commun aux sept Etats)」を設立することになっている。

アジアおよび大洋洲諸国

◇フィリピン、公定歩合引下げなど緩和措置を実施

フィリピン中央銀行は、8月22日、特定融資に対する公定歩合の引下げとあわせてスワップ取引および輸入先物為替予約の一部再開を実施した。

- (1) 公定歩合の引下げ……主要生産物(農畜水産物、繊維、合板、食品加工など)の生産、加工、出荷ならびに住宅建設融資に対する公定歩合を6%から3%へ引き下げる。
- (2) スワップ取引などの再開……外銀からの短期輸入信用の利用を円滑にするため、中央銀行と為替銀行との間のスワップ取引(ただし為銀の直売・先買のみ、限度各行毎に1百万ドル)を再開する(この結果、輸入業者の為替銀行に対する輸入為替予約が可能となる)。

また、AIDおよび米國輸銀の借款を利用する民間の開発資本輸入に対し中央銀行と為替銀行との間の先物為替予約を再開する。

今回の公定歩合引下げは、本年1月為替制限の撤廃を行なうに当たり採用されたきびしい金融引締めの手直し措置で、最近の生産投資活動の停滞に対処したもの。またスワップ取引などの再開は、為替上のリスクをカバー

することにより、短期・長期外資の利用をはかることをねらいとしたものである。

◆マラヤの市中銀行金利引下げ

マラヤ中央銀行は、8月29日、為替銀行協会と協議のうえ加盟銀行(市中銀行24行中18行)の貸出最低利率を従来の6½%から6¼%へ、また定期預金最高利率(1か年もの)を4½%から4%へ、それぞれ引き下げるなどを決定、30日から実施するよう指示した。

今回の金利引下げは、本年にはいり2度め(2月、貸出最低利率7%→6½%、定期預金最高利率5%→4½%)のもので、生産的投資の刺激をねらうと同時に4月に引き下げられた英國の金利との調整をはかったものとされている。

◆台湾の市中金利引下げ

台灣の中央銀行は、市中銀行の預金、貸出金利の一部を次のとおり引き下げるに決定、8月8日から実施するよう各行に通告した。

1. 貯蓄預金

1年もの	月利最低	1.11 % (改訂前 1.2 %)
2 ヶ	ク	1.125 ヶ (ク 1.23 ヶ)
3 ヶ	ク	1.14 ヶ (ク 1.26 ヶ)

2. 担保貸付

1年未満	月利最高	1.32% (改訂前 1.35%)
ク 以上	ク	1.56 ヶ (ク 1.68 ヶ)

台灣では、昨年から経済情勢の好転もあり、高金利の是正がはかられている。すなわち、昨年6月の広範かつ大幅な金利引下げに続き、本年1月には、中央銀行の再割レートが月利1.2%から1.08%へ引き下げられ、また、3月には、輸出前貸金利が月利0.99%から0.625%へ引き下げられた。

今回の措置も金利水準の低下を促進するために行なわれたものである。なお預金金利については最低、貸出金利については最高限度をはじめて設けたのは銀行經營の合理化をはかるねらいがあるものとみられる。

◆韓国の支払準備率引上げと物価凍結

韓国銀行は、8月5日、商業銀行の要求払預金に対する支払準備率を現行14%から20%へ引き上げ、9月1日から実施する旨発表した。

また政府も、8月13日、生活必需品、重要物資など13品目(小麦粉、豆類、牛肉、豚肉、鶏卵、ゴム靴、鉄板、鉄筋、板ガラス、木材、綿糸、綿布、セメント)の物価を通貨改革前の6月9日の時価または指示価格に固

定する旨発表、即日実施した。これで物価統制品目は、軍事革命直後に制限された5品目(米、麦、石炭、練炭、肥料)をあわせ計18品目となった。

韓国では、6月10日通貨改革(6月号要録参照)が実施されたが、かえって混乱を招き、7月14日に至りついに凍結資金を全面解除せざるを得なくなった(8月号国別事情、要録参照)。その後通貨量(預金通貨を含む)は、7月末364億ウォンと6月末(312億ウォン)比17%の著増となっており、また諸物価の上昇も目立つに至った。上記措置はいずれもかかる事態に対処してとられたものである。

◆シリア、シリア・ポンド切下げと公定歩合の引上げ

シリアは、7月24日、シリア・ポンドの実質的平価切下げを行なうとともに、公定歩合および市中金利の引上げを実施した。

(1) シリア・ポンドの為替レート切下げ

対米ドル公定レートを一本化するとともに約6%切り下げ買3.80シリア・ポンド、売3.82シリア・ポンドとする(従来の対米ドル公定レートは貿易取引および貿易外取引の2本建で、貿易レート買3.57、売3.585、貿易外レート買3.57、売3.60各シリア・ポンドとなっていた)。

(2) 中央銀行の公定歩合引上げ

公定歩合を3.25%から4.75%へ引き上げる。

なお、中央銀行は市中銀行に対し、公定歩合の引上げに追随し、市中貸出金利を1~1.5%方引き上げるよう指示した。

今回の為替レートの切下げは、割高な公定レートを自由市場の実勢レート(一部の貿易、貿易外取引について適用されている)にさや寄せし、農產品(綿花、小麦)、工業製品(織物)の輸出の増進をはかるとともに、外資導入の促進をねらったものである。また、公定歩合の引上げなど金融引締めの実施は、輸入品価格の上昇による一般物価へのね返りを懸念してとられたものであるが、このほか為替レートの切下げとあわせて国外逃避資本の還流をもねらったもの。

なお、シリアのIMF平価は1947年に1米ドル=2.19148シリア・ポンドに設定されたが、現実には同レートによる取引はまったく行なわれず、IMF平価は単に名目的存在にすぎない。

◆東南ア諸国の経済援助受入れ

東南ア諸国が、最近、先進国および国際機関から受け入れた経済援助は次表のとおりである。

被援助国	援助国または国際機関	調印日付	金額	返済期限	金利	資金用途
インド	I D A (第2世銀)	6/29	百万ドル 15	50年	無利息 (ただし手数料年3‰)	西ビハール州のかんがい施設の整備
〃	〃	7/11	" 18	"	"	ポンペイ港の改修
〃	〃	7/18	" 13	"	"	マハラストラ州のプルナ川流域のかんがい・発電計画
〃	〃	8/8	" 17.5	"	"	マハラストラ州の発電計画
ク	西ドイツ	6/29	億ドイツ・マルク 1	7年据置 20年	年 3 %	機械・スペア部品などの輸入
パキスタン	I D A	6/29	百万ドル 18	50年	無利息 (ただし手数料年3‰)	カイルプールの地下水道建設および塩害防止計画
〃	米国(AID)	7/12	" 87			鉄鋼製品・工業製品の輸入
セイロン	西ドイツ	6/20	百万ドイツ・マルク 160			
タ イ	米国(AID)	6/27	百万ドル 13			かんがい施設の建設
ク	西ドイツ	7/10	百万ドイツ・マルク 45			鉄道敷設
ビルマ	西ドイツ	7/12	(注1) 百万ドル 10			経済開発のための諸設備輸入(ほかに250万ドルのクレジット保証)
ク	ソ連	8/30	(注2) "			チョークパドン貯水池建設
インドネシア	日本	8/21	(注3) 千ドル 21,350	1969年まで	輸出契約時に取決	橋りょう、竹バルブ工場、造船所の建設
韓 国	イタリア フランス	8/8	百万ドル 120	7年	年 5.5 %	漁船建造および6主要港における水産加工センターの建設
ク	I D A	8/17	" 14	50年	無利息 (ただし手数料年3‰)	客車および貨車の輸入

(注1) ビルマ、西ドイツ経済協力協定に基づくもの。

(注2) ビルマ、ソ連経済技術援助協定に基づくもの。

(注3) 日本の賠償担保借款。

◇ヨルダンにおける中央銀行の設立

ヨルダン政府は7月、ヨルダン中央銀行(資本金1百万ヨルダン・ディナール=2.8百万ドル)を創設し、初代総裁として前蔵相 Sukkar 氏を任命した。設立の目的ならびに機能は、①通貨の対内・対外価値の安定、②開発金融の順便化、③インフレ回避を目的とする信用統制、④通貨の発行ならびに通貨、金・外貨準備の管理にあると伝えられる。同国には從来中央銀行はなく、これまでヨルダン通貨委員会(Jordan Currency Board、1949年9月設置)が通貨を発行、管理し、一方トルコ系オットマン・パンクが1952年以降政府國庫業務を代行していた。

なお、中央銀行設立法案はすでに1959年1月議会を通過していたが、職員養成など設立準備のため今日に至ったものである。

◇豪州の1962/63年度予算案

豪州政府は、8月7日、1962/63年度予算案(1962年7月~63年6月)を議会に提出した。本予算案は、①本年2月に実施した所得税および自動車税の減税、失業手当支給率の引上げ措置の継続、②法人税の減収、③公共投

資の増大などからメンシス政権発足(1949年)以来最大の赤字(118百万豪ポンド)予算となっている。

予算案の発表に当たりホルト蔵相は、今回の予算が景気の立ち直りを促進するのに十分であるとし、「一般には2月の新経済政策に加えてさらに減税など追加刺激策を望む声も強いが、これはいたずらに財政負担を大きくするばかりでなく、今後にインフレの禍根を残し、ひいては安定成長を阻害するおそれがある」旨声明した。予算案の概要は次のとおりである。

(1) 経常勘定

イ、歳入(1,666百万豪ポンド)

さる2月の各種減税措置の継続、前年の景気不振を反映した法人税の減収(約200万豪ポンド、法人税は前年度の法人所得に対して課税されることなっている)などから、今後景気回復により個人所得、消費の上昇が予想されているものの、歳入総額は前年度決算比1.4%増(240万豪ポンド)にとどまる。

ロ、歳出(1,726百万豪ポンド)

社会保障費の増大に加えて、国防費(新国防3か年計画の初年度)、公共投資(石油、金鉱など国土開発費)、州への交付金(道路、大学などの施設改善

費)の増加などを主因に、総額は前年度決算比5%（83百万豪ポンド）の膨張。

この結果、経常勘定の赤字は60百万豪ポンド(前年度決算赤字1百万豪ポンド)。

(2) 資本勘定

イ、歳入(304百万豪ポンド)

長期国債の公募予定額が今後景気の上昇による市中銀行の引受け余力減から前年度決算比12%減の211百万豪ポンドに見込まれ、総額は前年度決算比4.7%減。

ロ、歳出(362百万豪ポンド)

マウント・イサ鉄道敷設計画支出の増加(5百万豪ポンド)、既発行国債の償還期到来などを主因に総額で前年度決算比4.9%の増加。

この結果、資本勘定は58百万豪ポンドの支出超過(前年度決算赤字36百万豪ポンド)。

(3) 以上により、経常・資本両勘定を通じた総合歳入不足は、118百万豪ポンド(前年度赤字27百万豪ポンド)となる。

豪 州 の 1962 ~ 63 年 度 予 算

(単位・百万豪ポンド)

歳 入	1961 ~ 62 年 度		1962~63 年度予算	歳 出	1961 ~ 62 年 度		1962~63 年度予算
	予 算	決 算			予 算	決 算	
総 額	1,919	1,961	1,970	総 額	1,935	1,988	2,088
経 常 勘 定	1,697	1,642	1,666	経 常 勘 定	1,614	1,643	1,726
税 収	1,466	1,409	1,418	社会保 障 費	358	365	388
うち (所 得 税)	(577)	(537)	(538)	軍 人 恩 給 な ど	102	104	111
(法 人 税)	(291)	(283)	(262)	國 防 費	203	203	210
(国内消費税)	(265)	(266)	(276)	公 共 投 資	152	162	181
(売上げ高税)	(161)	(149)	(155)	州 へ の 交 付 金	385	397	423
公 企 業 収 入	161	158	167	公 企 業 支 出	132	133	126
そ の 他	70	75	81	そ の 他	282	279	287
資 本 勘 定	222	319	304	資 本 勘 定	321	345	362
長 期 国 債	165	240	211	國 債 債 還	79	95	106
そ の 他	57	79	93	地 方 公 共 事 業 よ り び 住 宅 建 設 費	240	245	246
歳 入 不 足	16	27	118	そ の 他	2	5	10
歳 入 超 過				一	一	一	一